

第3章 循環型社会をつくる

第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

(1) 概要

清掃事業が、平成12年に東京都から各区に移管されたことにより、東京23区では、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破砕など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。

なお、23区が利用している東京港の中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場を埋め尽くした後の埋立候補地のめどが立っていないために、延命化を進めていく必要があります。

また、ごみ処理やリサイクルの分野においても、私たちが環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。

こうしたことから区は、「練馬に循環型社会システムを実現し、人と環境が共生する都市をつくる」ことを基本方針とし、循環型社会の形成に向けた施策を進めています。

(2) 区における計画体系と方針

区は、「練馬区長期総合計画」の環境分野を担う計画として、平成5年に「練馬区環境基本計画」を策定し、「環境保全型都市・練馬」を目指して、総合的な環境施策を進めてきました。また平成8年には、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。その後、平成12年4月に清掃事業が都から区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と、清掃事業を一体的に推進することを目的に、「練馬区リサイクル推進条例」（平成11年12月16日条例第55号）および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」（平成11年12月16日条例第56号）を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」の策定と「練馬区リサイクル推進計画」の改定を行いました。

さらに、平成22年3月には、リサイクル事業と廃棄物処理を一体的に進めるため、「練馬区リサイクル推進計画」を含めた計画として「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画」を改定しました。

練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～平成32年度）

本計画の基本理念は、練馬区基本構想でめざす10年後の姿『ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬』を清掃・リサイクル分野においてその役割を果たすために、「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす」としました。

一般廃棄物処理の大きな目的である公衆衛生の向上と良好な生活環境を維持することは、区の責務であり、その目的を達成するために、区民・事業者・区がそれぞれの役割

を果たすことにより、生活の場・事業活動の場としての練馬区の価値を高めることとなります。

さらに、本計画では、リサイクル事業と廃棄物処理を一体的に進めるため、「練馬区リサイクル推進計画」を含めた計画として改定し、第5章にリサイクル推進計画（3R・適正処理計画）を位置づけました。また、以下の基本方針

- ① 廃棄物の発生処理を図ること。
- ② 再使用を再生利用に優先すること。
- ③ 再生利用に当たっては、燃料としてではなく、材料として利用する方法を優先すること。
- ④ 廃棄の段階では、なるべく環境に負荷を与えない方法で適正に処理すること。

に基づき、施策を体系化し「重点的取り組み項目」と前リサイクル推進計画からの具体的な取り組みを引き続き行う「継続する取り組み項目」とに分け事業を展開しています。

また、本計画においては、一般廃棄物の収集ごみ量、資源量、発生量などの目標を設定しており、例えば収集ごみ量では、区民1人1日あたりのごみ排出量を平成21年度の551g/人日から平成32年度には470g/人日を目標値としています。

(3) 循環型社会に向けた3Rの推進

平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定され、その中で私たちが、ものを生産・消費するという社会経済活動の中で、循環型社会を構築していくための取り組みとして、以下の3つのRの考え方を推進する様々な活動を国が中心となり実施されており、区もこの3R事業に積極的に取り組んでいます。

- ①リデュース(Reduce)：不用となるものをできるだけ作らない（発生を抑制する）
- ②リユース(Reuse)：不用となったものをごみとするのではなく再使用する
- ③リサイクル(Recycle)：不用となったものを資源として再生利用する

(4) 練馬区循環型社会推進会議

平成10年7月、区長の諮問機関として「練馬区リサイクル推進協議会」が設置され、区民、事業者、学識経験者の参加のもとに、平成12年4月の清掃事業移管後におけるリサイクル推進のあり方について、様々な検討・協議が行われ、検討結果に基づき区は、「練馬区リサイクル推進条例」を制定しました。

条例では、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者、学識経験者で構成する「練馬区循環型社会推進会議」を設置することにしました。会議体は、区長からの諮問に応じて、リサイクル推進のための基本的事項や廃棄物の減量および処理に関する基本的事項等について審議することとしています。

平成22年7月に発足した第6期の会議体では、「リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方について」の諮問を受け、現在も審議を継続しています。

(5) 統計から見た清掃とリサイクルの推移

① ごみ量、資源量の推移

1) ごみ量

区が収集するごみには、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみがあります。表 1、グラフ 1 に示すとおりです。

平成 20 年 10 月から実施した分別変更で容器包装プラスチックを資源回収したことにより、不燃ごみが大幅に減少しました。

2) 資源量

区が回収している資源品目は、古紙・古布・びん・缶・ペットボトル・乾電池・紙パック・容器包装プラスチック・廃食用油で、その回収量の推移は、表 2、グラフ 2 に示すとおりです。

表 1 区が収集するごみ量の推移と一人あたり量（年間）

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人口（人）		691,230	697,174	702,922	706,449	707,280
可燃	量（t）	122,198	119,473	125,570	131,196	129,628
	1人あたり量（kg）	176.8	171.4	178.6	185.7	183.3
不燃	量（t）	37,151	34,194	19,261	6,817	6,762
	1人あたり量（kg）	53.7	49.0	27.4	9.6	9.6
粗大	量（t）	5,476	5,314	4,369	4,169	4,602
	1人あたり量（kg）	7.9	7.6	6.2	5.9	6.5
計	総量（t）	164,826	158,981	149,200	142,182	140,992
	1人あたり量(kg)	238.5	228.0	212.3	201.3	199.3

- ※ 人口は、各年度とも 1 月 1 日現在の外国人登録者数を含む人口
- ※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある
- ※ 持ち込みごみ量を除く

グラフ 1 ごみの総量と一人あたり量(年間)の推移

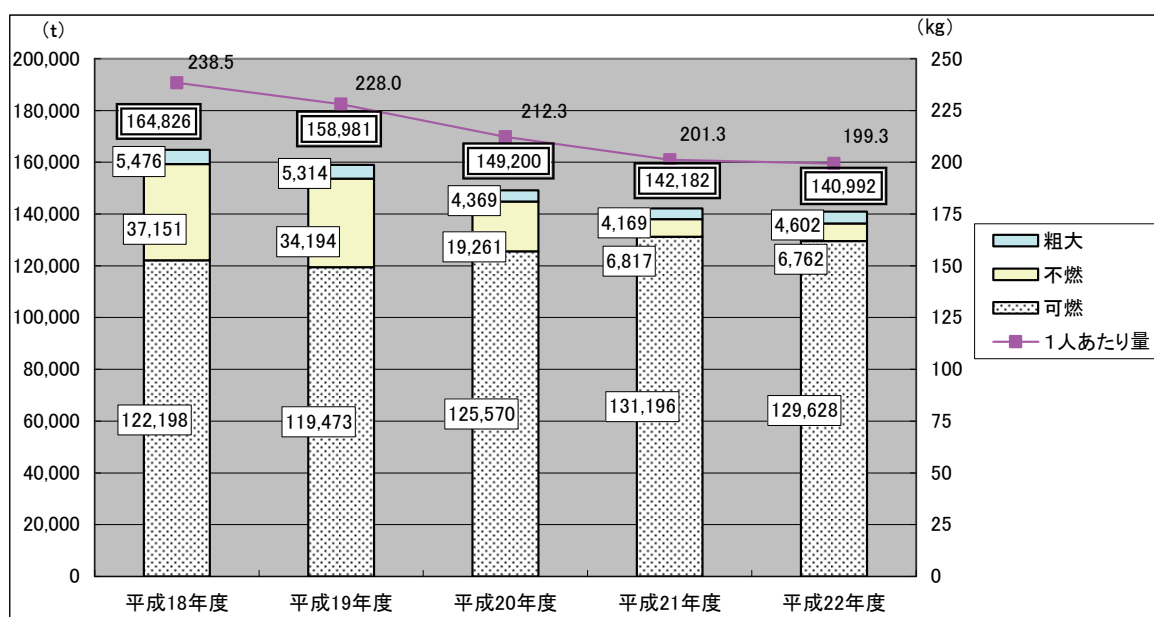


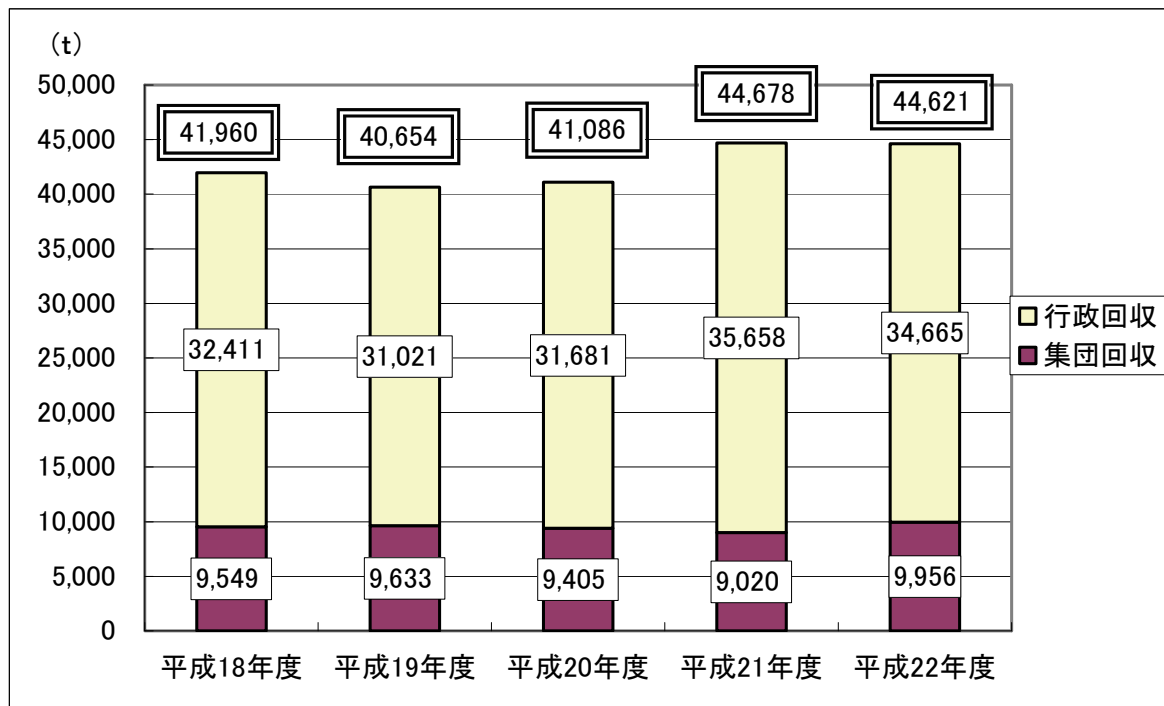
表2 資源回収量の推移

単位：t

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
資源回収量計		41,960	40,654	41,086	44,678	44,621
集団回収		9,549	9,633	9,405	9,020	9,956
行政回収		32,411	31,021	31,681	35,658	34,665
内訳	古紙	24,778	22,569	19,006	19,632	18,794
	紙パック	55	45	46	41	36
	古布	391	415	501	573	552
	缶(スチール)	1,094	1,109	1,308	1,508	1,493
	缶(アルミ)	522	535	626	713	703
	びん(リターナブル)	377	389	437	487	485
	びん(ワンウェイ)	3,742	3,847	4,341	4,894	4,904
	ペットボトル	1,378	1,654	1,901	2,186	2,179
	乾電池	75	79	90	101	101
	容器包装	—	379	3,412	5,505	5,397
	廃食用油	—	—	12	20	19

※表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

グラフ2 資源回収量の推移



② ごみの組成

平成 22 年度に行った資源・ごみの排出実態調査により、可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものがグラフ 3 です。可燃ごみ、不燃ごみの中に、区が資源として回収しているものが、それぞれ 20.8%、21.8%含まれている状況です。

グラフ 3 平成 22 年度の可燃・不燃ごみ組成結果

